

電気工事業者の登録等の手続について

電気工事を業として行う方は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）に基づき、登録、届出又は通知の手続をしなければ電気工事を行うことができません。

申請等の手続は、電気工事業者が行おうとする工事の形態等で決まっています。下記の表及びフロー図を参考にしてください。

なお、岡山県の区域内のみに営業所を設置している場合は岡山県知事へ、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置している場合は、中国四国産業保安監督部又は経済産業大臣へ申請してください。

登録の有効期間は5年間で、5年経過後も引き続き電気工事業を行う場合は、有効期間満了前までに更新登録手続が必要です。

工事の形態		電気工事業法			建設業法 (※)
電気工作物の種類	一工事の請負 金額（税込）	登録	届出	通知	許可
・ 一般用電気工作物かつ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物のみ	500万円未満	○	—	—	—
	500万円以上	—	○ (みなし登録)	—	○
・ 自家用電気工作物のみ	500万円未満	—	—	○	—
	500万円以上	—	—	○ (みなし通知)	○
・ 事業用電気工作物 (500kW未満の需要設備を除く)	500万円未満	—	—	—	—
	500万円以上	—	—	—	○

○印の申請が必要です。

「登録」 → 電気工事業者登録申請書

「届出」 → 電気工事業開始届出書

「通知」 → 電気工事業開始通知書

※建設業法に基づく許可は、岡山県土木部監理課建設業班で行っています。

【一般用電気工作物】

電気事業法第38条第1項に規定する一般用電気工作物（600V以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内において、電気を使用する電気工作物、又は一定の出力未満の小水力発電設備であって、その構内において受電するための電線路以下の電線路に接続されていない等安全性の高い電気工作物）をいう。

概括的にいえば、一般家庭、商店等の屋内配電設備等がこれに該当する。

【自家用電気工作物】

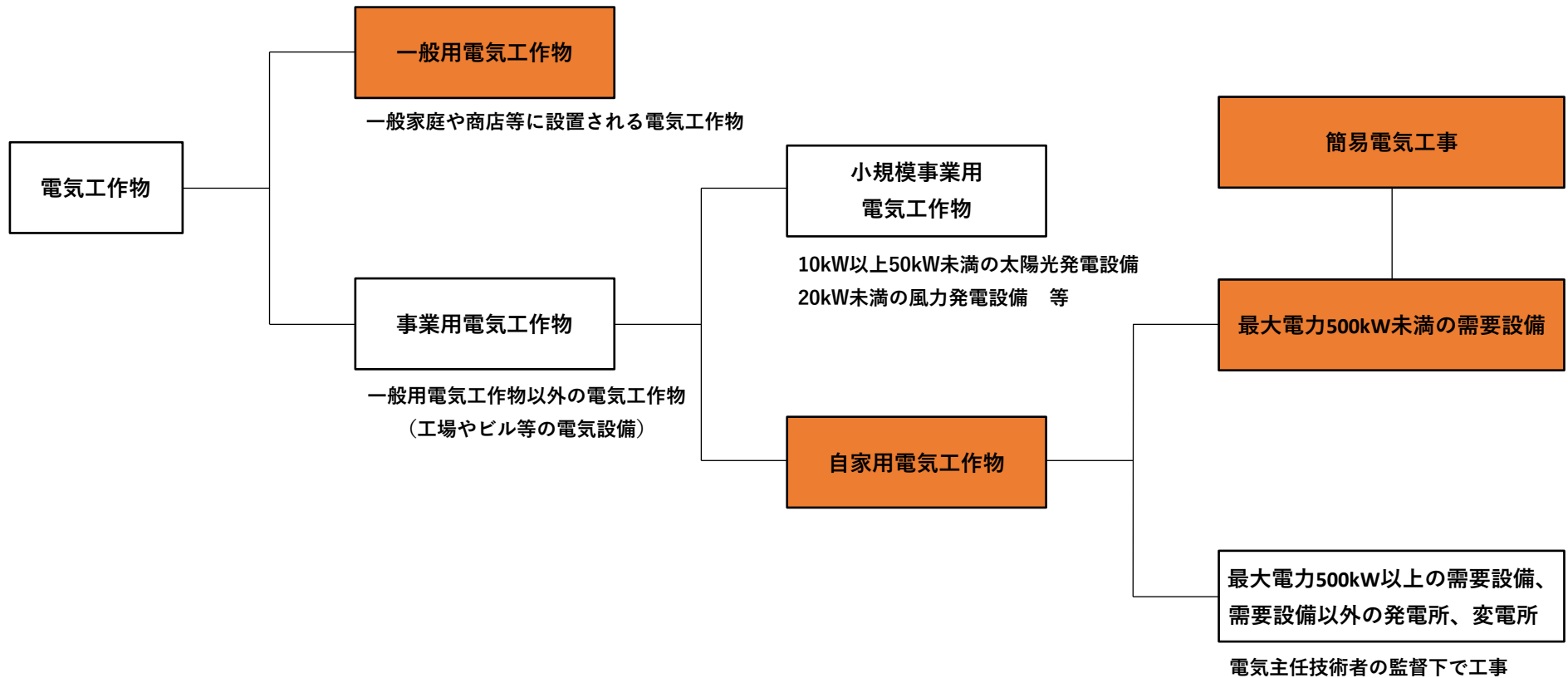
電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物）のうち、発電所、変電所、最大500kW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備等を除いたものをいう。

概括的にいえば、ビル、工場等の最大500kW未満の需要設備等がこれに該当する。

【事業用電気工作物】

電力会社が電力供給のために設置する発電、送電、変電、配電等の電気工作物（ダム、水路、貯水池などを含む。）をいう。

電気事業法においては、電気工作物は次のように分類されていますが、電気工事士法及び電気工事業法が適用される電気工作物は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備のみ）です。（下図の の部分）



電気工事業を始めたい

一般用：一般用電気工作物
自家用：自家用電気工作物

建設業許可を取得した？

取得していない

取得済み

電気工事の種類は？

電気工事の種類は？

一般用のみ
or
一般用及び自家用

自家用のみ

一般用のみ
or
一般用及び自家用

自家用のみ

登録電気工事
業者登録登録書
→A-01

電気工事業
開始通知書
→B-01

みなし登録
電気工事業
開始届出書
→C-01

みなし通知
電気工事業
開始通知書
→D-01

登録後

通知後

届出後

通知後

通知事項に
変更が生じた

業を辞めた

届出事項に
変更が生じた

業を辞めた

通知事項に
変更が生じた

業を辞めた

通知事項変更
通知書→B-03

電気工事業廃止
通知書→B-04

電気工事業に係る
変更届出書→C-02

電気工事業廃止
届出書→C-03

電気工事業に係る
変更通知書→D-02

電気工事業廃止
通知書→D-03

登録後5年経過する

登録証を紛失した

・2以上の都道府県の区域内に
営業所を有することとなった
・岡山県の区域内における営業
所を廃止して、他の1の都道
府県の区域内に営業所を設置
することとなった

登録簿謄本の交付を受けたい

地位を承継した

登録電気工事業者
更新登録申請書
→A-02

登録事項に
変更が生じた

登録証再交付
申請書→A-10

登録電気工事業者登
録簿謄本交付(閲覧)
請求書→A-11

建設業許可を
取得した

登録電気工事業者
承継届出書→A-04

業を辞めた

登録事項等変更
届出書→A-07

登録行政庁変更
届出書→A-03

電気工事業開始
届出書→C-01

電気工事業廃止
届出書→A-09